

【国民保護】

沖縄県先島諸島からの
避難住民受入れ及び救援の実施に係る
初期的な計画

令和7年3月
宮崎県

目次

	ページ
第1章 総則	
1 計画の趣旨及び目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の範囲	2
4 用語の意義	2
5 計画の構成	2
第2章 計画作成に当たっての前提事項	
1 国から示された前提事項	
(1) 情勢	3
(2) 計画上の前提条件	3
2 県が設定した前提事項	
(1) 情勢	4
(2) 計画上の前提条件	4
第3章 避難受入れ及び救援の実施に関する基本的な考え方	
1 避難住民のコミュニティへの配慮	6
2 県民生活と救援の両立	6
3 県民に対する情報提供	6
第4章 避難受入れ及び救援の実施に係る県の体制	
1 武力攻撃予測事態の認定前の体制	7
(1) 警戒本部	7
2 武力攻撃予測事態の認定後の体制	9
第5章 避難受入れ及び救援の実施要領	
1 避難受入れから救援までの全体の流れ	
(1) 受入れ地域の決定	1 1
(2) 鹿児島空港から宮崎県への住民避難	1 1
(3) 救援の実施	1 1
2 住民輸送及び救援の実施要領	
(1) 輸送手段の確保	1 3
(2) 収容施設の供与	1 8

（３）食品・飲料水の調達・提供	２４
（４）生活必需品の調達・提供	２６
（５）避難者の健康管理	２９
（６）通信設備の提供	３１
（７）その他	３３

第６章 今後の検討課題

１ 輸送手段の確保	３６
２ 収容施設の供与	３６
３ 食品・飲料水の調達・提供	３６
４ 生活必需品の調達・提供	３７
５ 避難者の健康管理	３７

第1章 総則

1 計画の趣旨及び目的

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模なテロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

武力攻撃等があった場合、住民の避難などの国民保護の措置は、国が示した対処基本方針（事態対処法第9条）に基づき、都道府県・市町村・関係機関等が協力して実施するとされている。また、沖縄県の住民避難については、国民保護法第32条の規定に基づき国が定めている「国民の保護に関する基本指針」において、沖縄本島や本土から遠距離にある離島の住民を島外に避難させる場合、輸送手段の制約があることから、適切な実施のための体制づくりなどに、国が特段の配慮をすることが必要とされている。また、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、県外での避難住民の受入れ等について配慮を行うことが必要とされている。

これまで国は沖縄県と連携し、先島諸島の住民が県域を越える広域避難を行うことを想定して令和4年度から図上訓練等を行い、検討を進めてきた。また、令和6年度から、避難先で必要となる各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために、訓練上の一つの想定として九州・山口各県を避難先に設定し、受入れに係る検討に取り組むこととし、その検討を九州・山口各県に依頼した。なお、今回の取組では令和8年度を目途として、避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理した「受入れ基本要領」を作成することとし、令和6年度については、避難当初の約1か月間に必要となる支援等を盛り込んだ「初期的な計画」の作成が求められている。

本計画は、国民保護法及び宮崎県国民保護計画等に基づき、他県からの避難の受入れについて、訓練上の一つの想定として、救援に関する平素からの備えとして作成するものであり、計画作成過程を通じて他県からの避難の受入れに関して、国・県・市町村・関係機関や避難元自治体の役割等を確認するとともに、実行にあたっての課題を抽出し、得られた課題の解決に向けた取組を行い、本県における救援の実効性を高めることを目的とする。

なお、本計画は特定の有事を想定しておらず、また、実際に有事が発生した際において、必ず本計画どおりに受入れを行うものではない。

2 計画の位置付け

本計画は「受入れ基本要領」の作成過程において、避難当初の約1か月間に必要となる支援等を盛り込んだ「初期的な計画」として位置付けられている。このため、令和7年度以降に「受入れ基本要領」の作成作業を行う中で、適宜見直しを行う可能性がある。

3 計画の範囲

避難当初の約1か月間において必要となる事務や調整事項のうち、次に掲げる項目を今回の計画の範囲とする。

- ① 避難先地域の経由空港から収容施設までの輸送手段の確保
- ② 国民保護法第75条第1項第1号のうち収容施設の供与
- ③ 国民保護法第75条第1項第2号に基づく食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 国民保護法第75条第1項第3号に基づく生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ ②の付随業務としての避難者の健康管理
- ⑥ 国民保護法第75条第1項第7号に基づく通信設備の提供

なお、今回の検討は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために行うものであることから、①のうち経由空港から宮崎県までの輸送手段の確保は避難住民全員を対象として検討することとし、①のうち宮崎県内の拠点から個別の収容施設までの輸送手段及び②から⑥までの具体的な検討は、避難住民全体の中からモデルとして抽出したコミュニティの住民を対象として行うこととする。

また、収容する市町村の割り振りについては、避難住民総数と市町村内の収容施設の収容可能人数を基に十分検討を行った上で決定することとし、具体的な収容施設の割り振り計画については、前述の抽出したコミュニティを対象として、世帯構成を加味して作成する。

4 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、国民保護法及び宮崎県国民保護計画（以下。「県国民保護計画」という。）に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

5 計画の構成

この計画は、次の各編により構成する。

- 第1章 総則
- 第2章 計画作成に当たっての前提事項
- 第3章 避難受入れ及び救援の実施に関する基本的な考え方
- 第4章 避難受入れ及び救援の実施に係る県の体制
- 第5章 避難受入れ及び救援の実施要領
- 第6章 今後の検討課題

第2章 計画作成に当たっての前提事項

1 国から示された前提事項

初期的な計画の作成に当たり、国から示された前提事項は次のとおり。

(1) 情勢

ア 本計画においては、国が「武力攻撃予測事態」を認定した上で避難が開始されるものとし、住民避難の可能性が生じてから避難開始までに十分な調整時間があるものとする。

イ 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。

ウ ただし、先島諸島から九州・山口各県に避難が行われることから、国から国民に対して「九州・山口各県への入域の自粛要請」が行われ、本県へ訪れる観光客等は大幅に減少し、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。

(2) 計画上の前提条件

ア 初期的な計画の検討範囲は、避難当初の約1か月間とし、国民保護法第75条に規定する「救援」のうち、今年度に検討する項目は次のとおり。

- ①輸送手段の確保
- ②収容施設の供与
- ③食品・飲料水の調達・提供（現物支給）
- ④生活必需品の調達・提供（現物支給）
- ⑤避難者の健康管理
- ⑥通信設備の提供

イ 本県は、要避難地域である宮古島市の一部住民（9,765名）を受け入れることとする。

ウ 宮古島市からの避難は、民間航空機を利用することとし、鹿児島空港を經由して避難するものとする。また、住民避難の開始から完了までの期間は、6日程度とする。

エ 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、今回の検討では、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託された想定とし、本県が輸送手段の確保を行うこととする。

オ 本計画においては、避難開始まで十分な調整時間があるものの、長期避難住宅の建設や公営住宅の準備等までは間に合わないことも想定されることから、避難当初の約1か月間の避難先として、日頃から旅行者等の宿泊を受け入れており、客室数も多い宿泊施設（ホテル・旅館等）を収容施設とする。

カ 避難に当たっては、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮したものとする。

- キ 要配慮者に関する検討は令和7年度以降に行うこととし、今回の計画では健康者（透析患者対応を含む）への救援について検討を行うこととする。
- ク 「食品・飲料水の調達・提供」及び「生活必需品の調達・提供」について、国民保護法第75条第2項の規定では「都道府県知事が必要と認めるときは、金銭を支給してこれを行うことができる」との規定があるが、本計画においては、現物支給で検討することとする。
- ケ 今回の検討は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために行うものであることから、アの②から⑥までの項目の具体的な検討は、避難住民全体の中から選定した複数のコミュニティを対象に行うこととする。

2 県が設定した前提事項

（1）情勢

- ア 先島諸島の住民避難に十分先立って、国は避難に係る検討を開始し、その旨を沖縄県及び九州・山口各県に情報提供したものとする。
- イ 先島諸島の住民避難に十分先立って、国は島外避難の可能性があると判断し、沖縄県及び九州・山口各県に、九州・山口各県を避難先地域として指定する可能性がある旨を告げ、事前の連携体制構築を依頼するものとする。
- ウ 武力攻撃予測事態の認定後、国は沖縄県及び九州・山口各県を国民保護法第25条第1項に基づき国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定するものとする。

（2）計画上の前提条件

- ア 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容先の宿泊施設の調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- イ 具体的な検討を行う複数のコミュニティについて、まずはすべての行政区の中で、最も人口の多い久松小学校コミュニティの中にある「大三俵三区」を選定する。また、検討の幅を持たせるために、久松小学校区とは別の小学校区の中から、最も人口の多い「七原」を選定し、計2つのコミュニティを検討の対象として設定する。

【計画策定に当たっての情勢等の概略（一例）】

以下、今年度は国が示した検討の前提として、すべての関係者にとって十分に時間が取れる状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなる可能性がある。

事態認定等		平素の態勢	武力攻撃予測事態
期 間		避難・受入調整時間※ ※避難開始までに十分な調整時間	避難受入れ・救援実施
政 府		▼武力攻撃予測事態の認定に至るかどうか不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続。該当県に事前の連携体制の構築等を依頼	▼避難措置の指示 ▼救援の実施 ▼合同対策協議会 ※住民の県外避難に先立ち、避難先地域への入域自粛要請を実施
沖縄県	全般	▼沖縄県国民保護対策本部	
	先島住民等の避難状況	▼島外避難	
宮崎県	県内情勢	平時の社会経済活動等が営まれている ※国の入域自粛要請発出後は、観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少	
	全般	▼国や沖縄県等との情報共有 ▼避難住民の受入準備に必要な体制の設置	▼宮崎県国民保護対策本部

【宮崎県受入分のコミュニティ別一覧】

コミュニティ名称	行政区	読み仮名	世帯数	人口
久松小学校	南西里二区	みなみにしざとにく	42	77
	大三俵二区	おおみたわらにく	1	1
	大三俵三区	おおみたわらさんく	1,175	2,163
	大原三区	おおはらさんく	949	2,026
	久貝	くがい	355	518
	松原	まつばら	350	601
	小計		2,872	5,386
鏡原小学校	松原	まつばら	25	44
	七原	ななはら	628	1,324
	地盛	じもり	383	728
	山中	やまなか	165	272
	野原越	のばるごし	126	231
	盛加	もりか	59	116
	細竹	こまだけ	60	93
	宮原	みやはら	332	500
	高野	たかの	90	127
	小計		1,868	3,435
西辺小学校	添道	そえどう	2	2
	福山	ふくやま	74	107
	西原	にしはら	390	712
	大浦	おおうら	86	123
	小計		552	944
合計			5,292	9,765

※下線は具体的な検討を行うコミュニティ

第3章 避難受入れ及び救援の実施に関する基本的な考え方

県は、沖縄県先島諸島からの避難住民に対する救援等の実施に際して、国民保護法その他関係法令、国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、国及び県内市町村、指定地方公共機関等関係機関及び民間事業者、並びに避難元自治体（沖縄県、宮古島市）と相互に連携協力し、住民避難に関する措置を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとする。

また、避難住民への救援の実施に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

1 避難住民のコミュニティへの配慮

東日本大震災では、住所地を離れ、全国各地に避難する広域避難者が長期の避難生活を余儀なくされ、避難先での生活や住宅の再建をどうするかなど様々な課題を抱えることとなった。また、避難元の地方公共団体等は広域避難者に対して、ふるさとの復旧・復興状況に関する情報提供や生活再建意向の把握、帰郷の支援が求められることとなった。

このようなことから、国は先島諸島からの住民避難に関して、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮した計画とすることを求めている。

このため、本計画では県内のホテル・旅館等の状況を勘案しつつ、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮する。

2 県民生活と救援の両立

第2章の前提事項に記載のとおり、国が行う入域の自粛要請により本県への観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少しているものの、平時の社会経済活動等が営まれていることから、県民に対する行政サービス等を維持しながら、避難住民への救援を実施する必要がある。

このため、行政機関のみならず、民間事業者の協力を最大限活用し、救援を実施することとする。

3 県民に対する情報提供

避難住民が円滑に県内で避難生活を実施するためには、県民の理解及び協力が必要となる。このため、県は先島諸島からの避難住民受入れに係る情報を県民に対して適時に、かつ、適切な方法で提供し、県民と避難住民が共生できるよう努めることとする。

第4章 避難受入れ及び救援の実施に係る県の体制

第2章の2の(1)に記載のとおり、国は先島諸島の住民避難に十分先立って避難に係る検討を開始し、その旨を沖縄県及び九州・山口各県に情報提供した後、先島諸島の島外避難の可能性もあると判断した場合には、本県に事前の連携体制構築を依頼することとしている。このため、県は国から情報を得た場合、速やかに県国民保護計画に基づき必要な体制を構築することとする。

また、武力攻撃予測事態の認定後、国民保護法第25条第1項に基づき、本県は国民保護対策本部を設置すべき県として国の指定を受けることが想定される。このため、本県は国民保護法及び県国民保護計画に基づき県対策本部を設置し、全庁的に対応するものとする。

1 武力攻撃予測事態の認定前の体制

国から住民避難に係る検討を開始した旨の連絡を受けたとき、県は、ただちに必要な本部体制を設置することとする。設置する本部体制の種別については、県国民保護計画に基づき危機管理統括監を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報収集を行うこととする。

また、国が先島諸島の島外避難の可能性もあると判断し、本県へ事前の連携体制構築を依頼した場合又は本県を避難先地域として指定する可能性がある旨を告げられた場合は、警戒本部に移行するものとする。

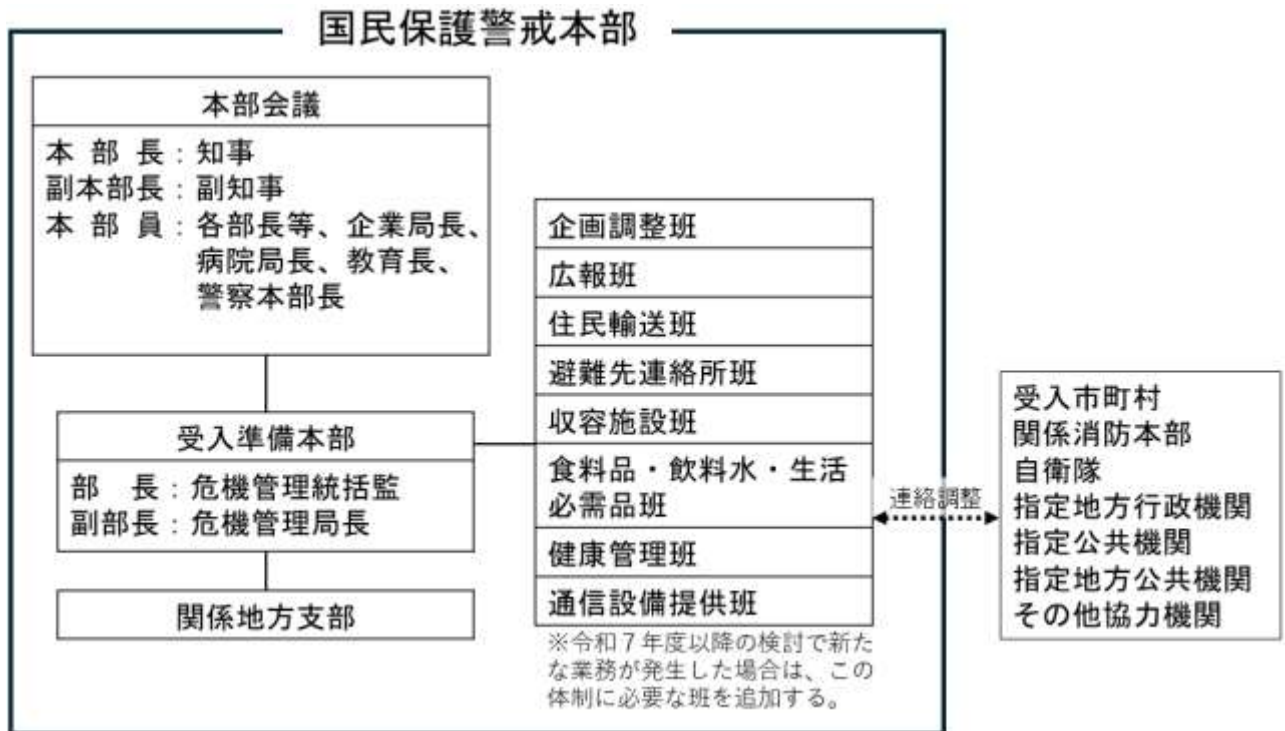
警戒本部における庁内の参集範囲は、県国民保護計画第2編第1章の2の(3)に「原則として、すべての県職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。」とあることから、危機管理局以外の部局にも避難住民受入れに係る準備等に必要な職員として参集を求めることとし、具体的には次の体制を構築することとする。

(1) 警戒本部

警戒本部は、知事を本部長とし、副知事、各部長等、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、危機管理局長、危機管理局職員、関係地方支部職員、その他知事が必要と認める職員をもって構成する。なお、必要に応じて受入市町村、その他救援実施に必要な関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

また、警戒本部内に危機管理統括監を部長とし、危機管理局職員及び各部局の職員等から構成する「受入準備本部」を設置することとする。

【警戒本部の構成概要】



【受入準備本部の構成及び事務分掌】

班名	事務分掌
企画調整班	受入準備に係る総合調整、国・沖縄県等との連絡調整など
広報班	県民への情報提供、県民等からの問合せ対応など
住民輸送班	交通事業者との調整（鹿児島空港から避難先連絡所、避難先連絡所から宿泊施設、避難完了後の循環バスの運行）
避難先連絡所班	避難先連絡所の設置及び運営準備
収容施設班	県ホテル旅館生活衛生同業組合、宿泊施設及び旅行代理店との調整
食料品・飲料水・生活必需品班	協定締結事業者及び県仕出し弁当協会等との調整
健康管理班	避難先連絡所での医師及び保健師等による健康相談、避難完了後の保健師等による健康相談窓口の設置、透析患者の受入医療機関調整
通信設備提供班	避難先連絡所へのWi-Fi設置、Wi-Fi未施設の収容施設への通信設備設置の調整

※班の中核となる班員として実施業務に関連した部局の職員を配置し、他の班員は各部局の職員で構成することとする。なお、県内では平時の社会経済活動等が営まれており、各部局で行う行政サービスも通常と同等程度に提供する必要があることから、人員の調整は各部局が行う通常業務に配慮しながら行うこととする。

2 武力攻撃予測事態の認定後の体制

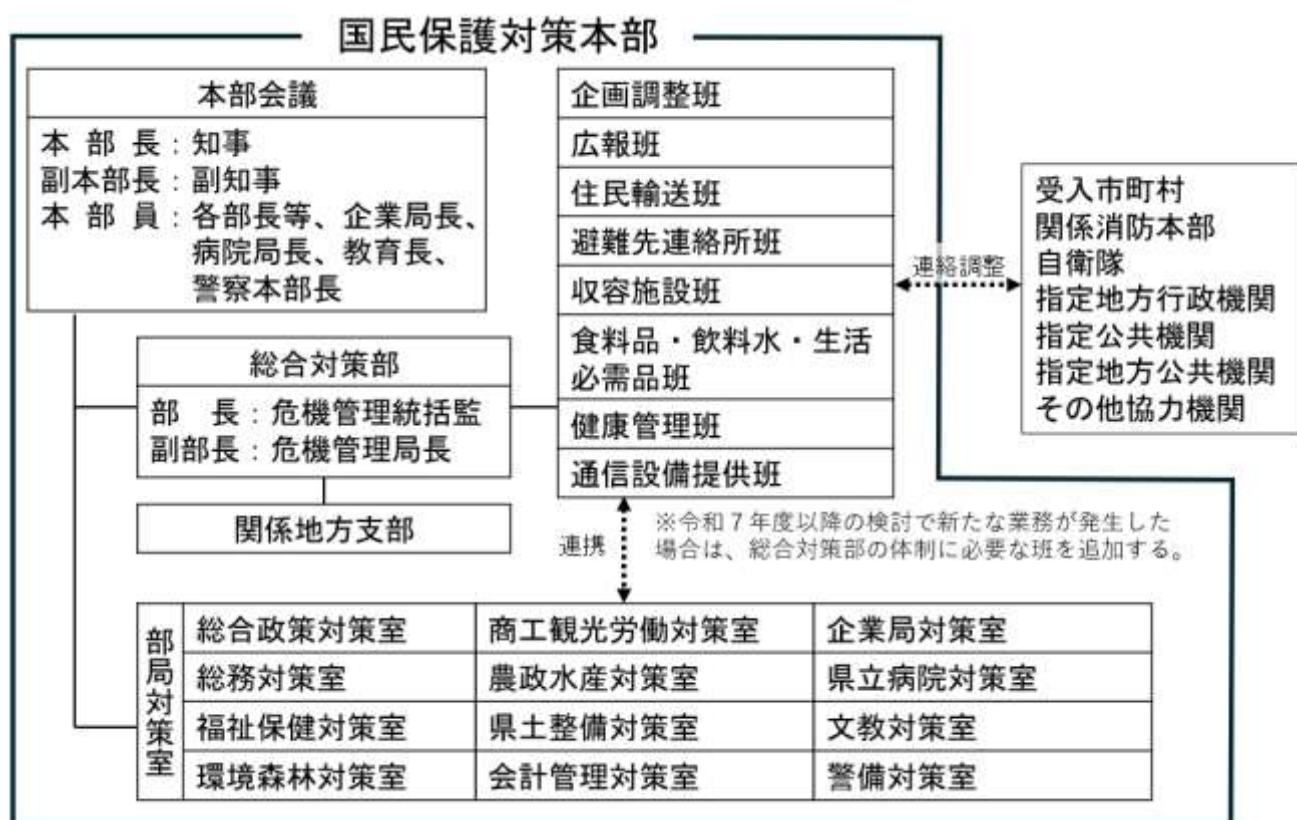
国民保護法第25条第1項に基づき、本県が国民保護対策本部を設置すべき県として国から指定を受けた場合、県は、ただちに知事を本部長とする対策本部を設置し、必要な体制を構築して対応するものとする。

対策本部が設置された場合、県国民保護計画に基づき、組織等を編成し対応することとなるが、本県は平時の社会経済活動等が営まれている状態となっている。このため、県民生活等にも配慮する必要があることから、県国民保護計画第3編第2章の2の(1)のただし書き以降の記載を適用し、県国民保護計画に記載された組織体制とは異なり、他県からの避難住民の受入れ及び救援実施に特化した体制とし、総合対策部において受入れや救援実施の総合調整、各種事務等を所掌する体制を構築することとする。また、各部局対策室においては、県国民保護計画に記載された事務を所掌することとし、具体的には次の体制とする。

なお、本県は平時の社会経済活動等が営まれている状態であることから、県庁非常時体制には移行しないものとする。

また、県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候を知覚した場合には、改めて県民の生命、身体又は財産を保護するために必要な体制を構築することとする。

【対策本部の構成概要】



【総合対策部の構成及び事務分掌】

班名	事務分掌
企画調整班	避難住民の受入に係る総合調整、国との連絡調整、国民保護対策本部の会議運営、他の班の業務に属さないこと。
広報班	県民への情報提供、県民等からの問合せ対応、県民生活の安定に係る関係課等との連絡・調整、治安の安定に係る県警との連絡・調整など。
住民輸送班	鹿児島空港から避難先連絡所及び避難先連絡所から宿泊施設までの住民輸送、避難完了後の循環バスの運行、交通機関及び住民輸送の関係機関（鹿児島県・沖縄県等）との連絡調整など。
避難先連絡所班	避難先連絡所の設置及び運営、施設管理者・運営事業者との連絡調整、生活相談窓口の運営、避難先連絡所に関係する班及び関係課等との連絡調整など。
収容施設班	収容施設の運営実施、県ホテル旅館生活衛生同業組合、宿泊施設管理者及び旅行代理店との調整、その他収容施設の維持・運営に関する連絡調整など。
食料品・飲料水・生活必需品班	協定締結事業者及び県仕出し弁当協会等との調整、避難住民のニーズ把握・調整など。
健康管理班	避難先連絡所での医師及び保健師等による健康相談、避難完了後の保健師等による健康相談窓口の設置に関する調整、透析患者の受入医療機関調整、避難住民への県内医療機関の情報提供。
通信設備提供班	避難先連絡所へのWi-Fi設置、Wi-Fi未施設の収容施設への通信設備設置の調整。

※班の中核となる班員として実施業務に関連した部局の職員を配置し、他の班員は各部局の職員で構成することとする。なお、県内では平時の社会経済活動等が営まれており、各部局で行う行政サービスも通常と同等程度に提供する必要があることから、人員の調整は各部局が行う通常業務に配慮しながら行うこととする。

第5章 避難受入れ及び救援の実施要領

1 避難受入れから救援までの全体の流れ

(1) 受入地域の決定

国民保護法第52条に基づき国が避難措置の指示を発令した場合、県は、国民保護法第58条に基づき沖縄県と避難住民の受入れについて協議し、避難住民を受け入れるべき地域（受入地域）を決定し、その決定を受入地域を所轄する市町村長に通知することとなる。

本計画においては、想定避難住民総数と宿泊施設の収容可能人数、コミュニティの維持を踏まえ、避難当初の約1か月間の避難先として、宮崎市内の宿泊施設への避難を原則とする。なお、家族構成等により、宿泊施設の定員をフルに活用できない（ツインの部屋に1人で避難、4人部屋に2人で避難など）ことにより部屋数が不足する場合は、宮崎市に近接する自治体での受入れも検討する。

(2) 鹿児島空港から宮崎県への住民避難

鹿児島空港から宮崎県への避難については、国民保護法上、沖縄県や宮古島市が実施すべき措置となるが、沖縄県や宮古島市が宮崎県内の交通事業者等と連携し、避難住民の輸送を実施することは困難と考えられる。

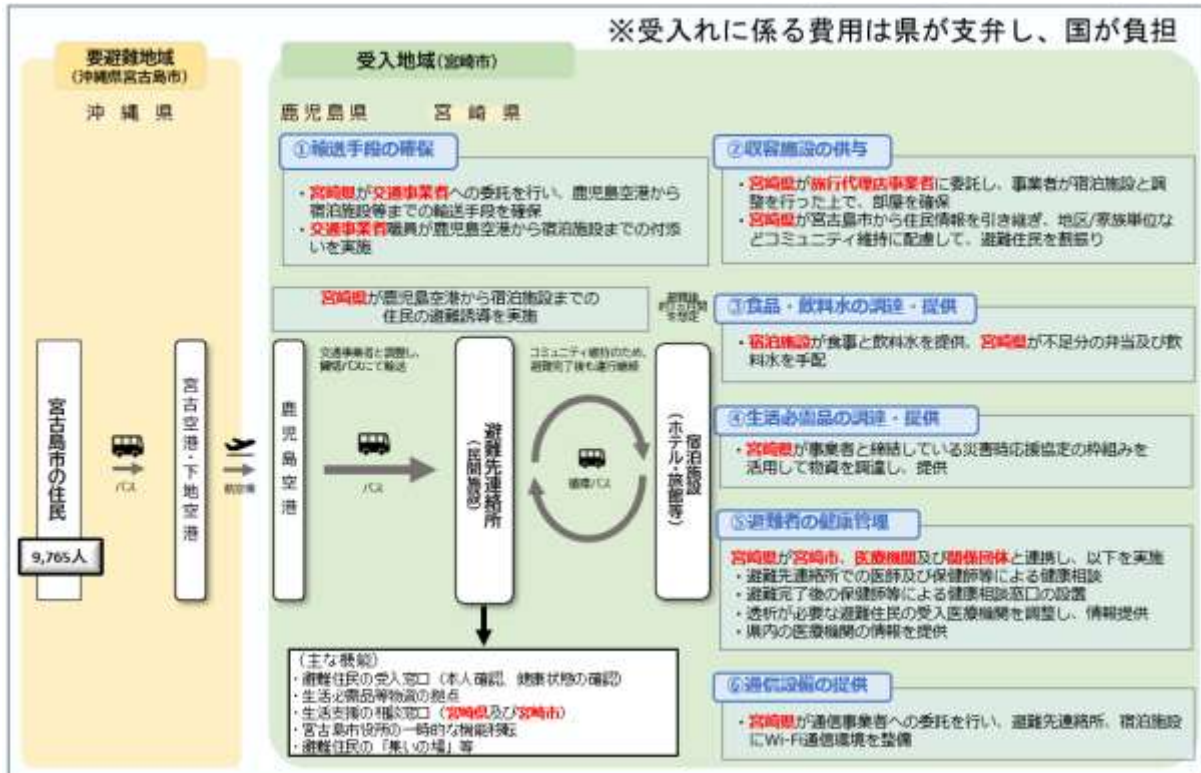
このため、本計画においては、国民保護法第13条に基づき沖縄県が宮崎県に対して鹿児島空港から宮崎県までの避難に係る事務の一部を委託したこととする。なお、本計画において委託された事務は、鹿児島空港で避難住民が本県側に引き渡された後からの事務とする。

(3) 救援の実施

国は、国民保護法第74条に基づき避難先地域を所轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示し、この指示を受けた都道府県知事は、国民保護法第75条第1項に基づき、救援を必要としているものに対し、同項第1号から第8号に規定された救援のうち、必要と認めるものを行うこととなる。

本計画においては、避難当初の約1か月間の期間において必要と考えられるもののうち、同項第1号（収容施設の供与（避難者の健康管理を含む））、第2号（食品の給与及び飲料水の供給）、第3号（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）、第7号（電話その他の通信設備の提供）について計画を作成する。

【初期的計画の全体イメージ】



【県内市町村ごとの宿泊施設の収容可能人数（上位 10 自治体）】

市町村名	収容可能人数					市町村名	収容可能人数				
	洋室			和室・その他	合計		洋室			和室・その他	合計
	シングル	ツイン	ダブル				シングル	ツイン	ダブル		
宮崎市	2,865	3,522	2,264	4,357	13,008	都城市	161	98	156	132	547
日南市	157	342	72	912	1,483	高鍋町	187	34	34	265	520
高千穂町	50	174	66	897	1,187	串間市	46	12	0	279	337
延岡市	484	212	126	293	1,115	小林市	26	58	0	238	322
日向市	229	178	16	130	553	綾町	5	30	0	250	285

※宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟している宿泊施設分

2 住民輸送及び救援の実施要領

(1) 輸送手段の確保

ア 検討の前提及び想定

- (ア) 宮古島市の住民は、地元の宮古空港及び下地空港を出発し、鹿児島空港に到着する。
- (イ) 避難元自治体からの住民の引き受けは、鹿児島空港内で実施する。
- (ウ) 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、今回の検討では、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託されたものとし、本県が輸送手段を確保する。
- (エ) 住民避難は6日間かけて行われ、本県へは1日あたり約1,600人が避難してくる(9,765名÷6日間の計算)。

【輸送計画の全体概要】

便名	機体	出発空港	到着人数					
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
6-2	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
6-3	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
6-4	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
6-5	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
1-2	SKY738	下地	177	177	177	177	177	177
6-6	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
1-3	SKY738	下地	177	177	177	177	177	177
6-7	ANA738	宮古	165	165	165	165	165	165
1-4	SKY738	下地	177	177	177	177	177	177
6-8	ANA738	宮古			165	165	165	165
合計			1,521	1,521	1,686	1,686	1,686	1,686

- (オ) 鹿児島空港から避難先連絡所まで、及び避難先連絡所から宿泊施設までは、県が確保する貸切バスにより輸送を実施する。

イ 宮崎県における検討結果

(ア) 輸送計画

国から示されたフライトスケジュール(仮定)をもとに、必要となるバスの台数把握や運行スケジュールを作成。

【1日あたりに必要となるバスの台数】

- ・1～2日目： 9便・1,521名 ⇒ 大型バス(45名程度) 36台
- ・3～6日目：10便・1,686名 ⇒ 大型バス(45名程度) 40台

【住民避難のスケジュール（１～２日目）】

便名	機体	人数	主発空港	空港発	→	鹿児島空港着	→	空港発	→	避難先連絡所着
6-2	ANA738	165	宮古	9:45	✈	11:15	→	12:00	🚌	14:00
6-3	ANA738	165	宮古	10:55	✈	12:25	→	13:10	🚌	15:10
6-4	ANA738	165	宮古	12:05	✈	13:35	→	14:20	🚌	16:20
6-5	ANA738	165	宮古	13:15	✈	14:45	→	15:30	🚌	17:30
1-2	SKY738	177	下地	13:20	✈	14:50	→	15:35	🚌	17:35
6-6	ANA738	165	宮古	14:25	✈	15:55	→	16:40	🚌	18:40
1-3	SKY738	177	下地	15:00	✈	16:30	→	17:15	🚌	19:15
6-7	ANA738	165	宮古	15:35	✈	17:05	→	17:50	🚌	19:50
1-4	SKY738	177	下地	16:40	✈	18:10	→	18:55	🚌	20:55

【住民避難のスケジュール（３～６日目）】

便名	機体	人数	主発空港	空港発	→	鹿児島空港着	→	空港発	→	避難先連絡所着
6-2	ANA738	165	宮古	9:45	✈	11:15	→	12:00	🚌	14:00
6-3	ANA738	165	宮古	10:55	✈	12:25	→	13:10	🚌	15:10
6-4	ANA738	165	宮古	12:05	✈	13:35	→	14:20	🚌	16:20
6-5	ANA738	165	宮古	13:15	✈	14:45	→	15:30	🚌	17:30
1-2	SKY738	177	下地	13:20	✈	14:50	→	15:35	🚌	17:35
6-6	ANA738	165	宮古	14:25	✈	15:55	→	16:40	🚌	18:40
1-3	SKY738	177	下地	15:00	✈	16:30	→	17:15	🚌	19:15
6-7	ANA738	165	宮古	15:35	✈	17:05	→	17:50	🚌	19:50
1-4	SKY738	177	下地	16:40	✈	18:10	→	18:55	🚌	20:55
6-8	ANA738	165	宮古	16:45	✈	18:15	→	19:00	🚌	21:00

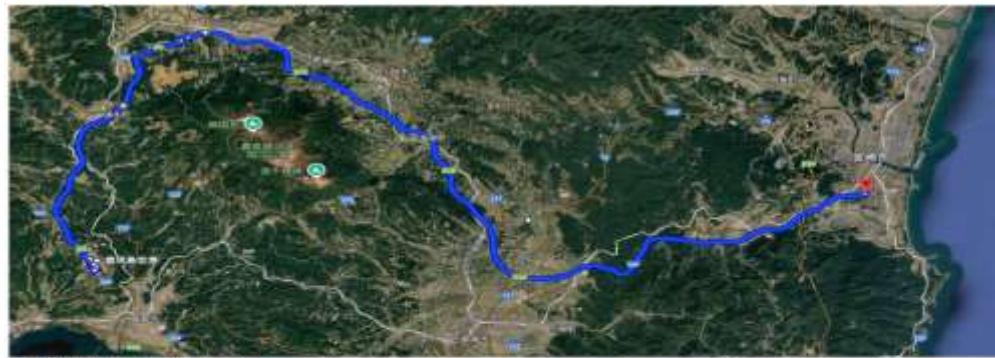
【輸送に使用するバスの台数試算】

日程	枠	便名	機体	主発空港		鹿児島空港		避難先	人員			バス		
				空港	出発	到着	出発	到着	小計	日計	枠計	台数	日計	枠計
1 ～ 2 日目	1	6-2	ANA738	宮古	9:45	11:15	12:00	14:00	165名	1,521名	3,042名	4台	36台	72台
	2	6-3	ANA738	宮古	10:55	12:25	13:10	15:10	165名			4台		
	3	6-4	ANA738	宮古	12:05	13:35	14:20	16:20	165名			4台		
	4	6-5	ANA738	宮古	13:15	14:45	15:30	17:30	165名			4台		
	5	1-2	SKY738	下地	13:20	14:50	15:35	17:35	177名			4台		
	6	6-6	ANA738	宮古	14:25	15:55	16:40	18:40	165名			4台		
	7	1-3	SKY738	下地	15:00	16:30	17:15	19:15	177名			4台		
	8	6-7	ANA738	宮古	15:35	17:05	17:50	19:50	165名			4台		
	9	1-4	SKY738	下地	16:40	18:10	18:55	20:55	177名			4台		
3 ～ 6 日目	1	6-2	ANA738	宮古	9:45	11:15	12:00	14:00	165名	1,696名	6,744名	4台	40台	160台
	2	6-3	ANA738	宮古	10:55	12:25	13:10	15:10	165名			4台		
	3	6-4	ANA738	宮古	12:05	13:35	14:20	16:20	165名			4台		
	4	6-5	ANA738	宮古	13:15	14:45	15:30	17:30	165名			4台		
	5	1-2	SKY738	下地	13:20	14:50	15:35	17:35	177名			4台		
	6	6-6	ANA738	宮古	14:25	15:55	16:40	18:40	165名			4台		
	7	1-3	SKY738	下地	15:00	16:30	17:15	19:15	177名			4台		
	8	6-7	ANA738	宮古	15:35	17:05	17:50	19:50	165名			4台		
	9	1-4	SKY738	下地	16:40	18:10	18:55	20:55	177名			4台		
	10	6-8	ANA738	宮古	16:45	18:15	19:00	21:00	165名			4台		
総合計									9,786名			232台		

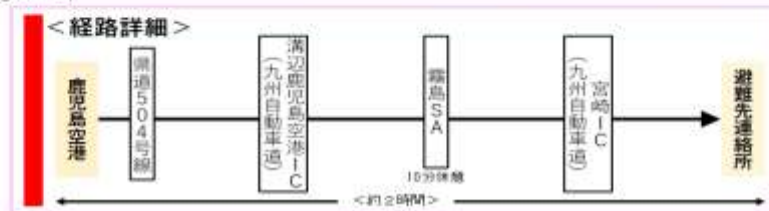
(イ) 輸送経路

避難住民の輸送経路については、避難住民の負担軽減を図るため、避難先連絡所（P19）に最速な九州自動車道を利用する。なお、バスの運行については、交通事業者への委託を想定し、鹿児島空港から避難先連絡所まで、及び避難先連絡所から宿泊施設までは、交通事業者職員が付き添いを実施する。

【避難時の輸送経路】



出展：Google map



ウ 実施体制

宮崎県からの委託により実施する。なお、バス及び運行人員（運転手・添乗員）の手配や避難時のバスの運行等必要な業務については、指定地方公共機関となっている交通事業者と協力を求める。

機 関 名	役割
宮崎県	・国及び沖縄県との連絡・調整 ・鹿児島空港から宮崎県までの避難に関する総合調整
交通事業者	・バス及び運行人員の手配 ・避難時のバスの運行

エ 避難住民輸送の要領

(ア) 避難前

- 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、交通事業者に対し、避難住民の輸送を行う可能性が発生した旨を速やかに伝達し、バス及び運行人員の確保に向けた調整を開始する。
- 調整の結果、バス及び運行人員の確保のめどが立ったところで、沖縄県側から示されたフライトスケジュールを元に、運行計画を作成する。
- 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、交通事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

(イ) 避難時

- 鹿児島空港に県職員を配置し、交通事業者とともに避難住民の引き受け

を行った後、交通事業者が手配した貸切バスにより避難先連絡所までの輸送を行う。なお、輸送経路については、避難住民の負担軽減を図るため、避難先連絡所に最速な九州自動車道を利用する。

- b 沖縄県の避難計画によると、避難住民は避難先県毎に用意された航空機に搭乗して避難してくるとともに、事前に避難住民の情報を避難先県と共有することとなっている。また、空港での避難住民の引き渡しについては、航空機の大きさや到着時に使用するスポットの種類に応じて、次のA、B、Cのいずれかの方法で行うこととされている。

パターン	方 法
A	オープンスポット（※１）に航空機を駐機させ、輸送バスを航空機のすぐ側に付けて乗り換えを行う方法
B	パッセンジャーボーディングブリッジ（PBB）（※２）を使用するスポットに航空機を駐機させ、空港ターミナル内に進入後、輸送バスへの乗り換えを行う方法
C	オープンスポットに航空機を駐機させ、空港の構内バスにて空港ターミナル内に進入後、輸送バスへの乗り換えを行う方法

（※１） パッセンジャーボーディングブリッジを使用せず、タラップで乗り降りするスポット

（※２） 航空機と空港ターミナルを直接繋いで乗り降りするための移動式の橋

【乗り換えパターンA】



【乗り換えパターンB】

パッセンジャーボーディングブリッジ（PBB）を有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、チャーターバスに乗り換え



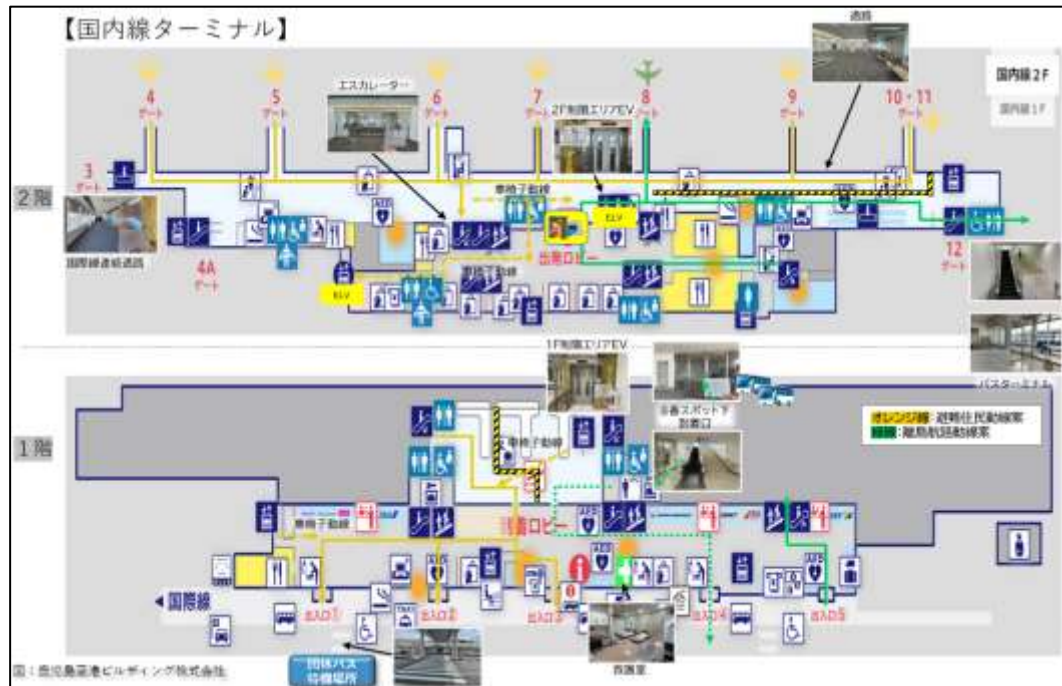
【乗り換えパターンC】

オープンスポットに駐機、構内バスにて空港ターミナルに入り、チャーターバスに乗り換え

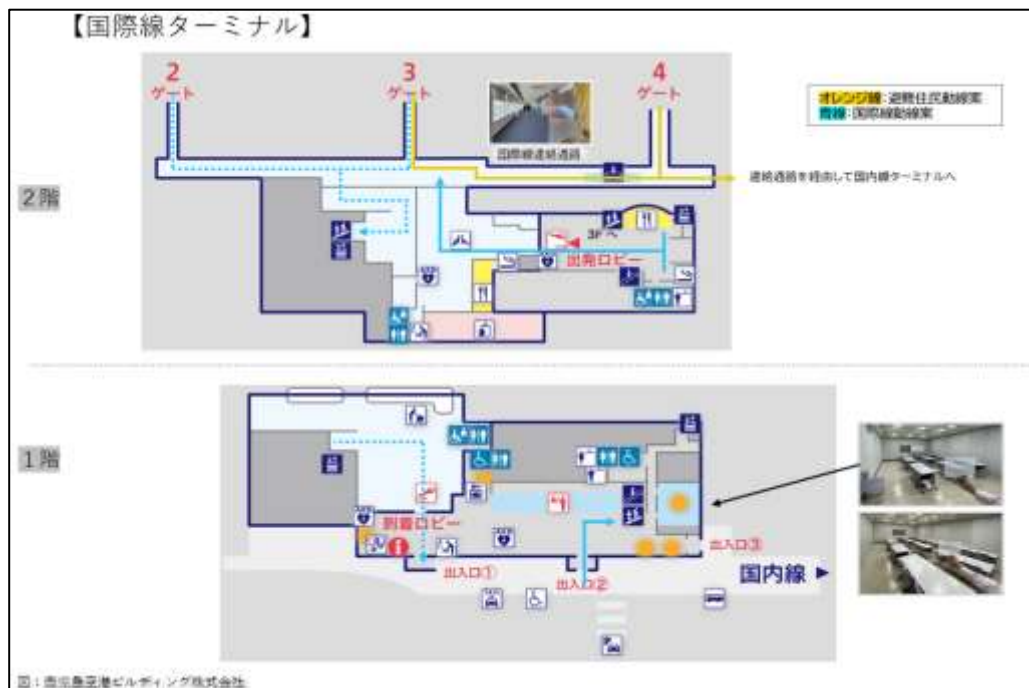
主に小型ジェット機（B738）を想定



【空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線①】



【空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線②】



- c 避難住民引き受けの際の確認方法について、沖縄県の計画では避難住民に対して避難確認書（二次元コード）が配布される計画となっていることから、当該二次元コードを活用した避難住民の確認方法について、今後沖縄県と検討を行う。

(2) 収容施設の供与

- ア 避難先連絡所の設置・選定
(ア) 検討の前提及び想定

- a 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容ホテルの調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- b 本県では1日あたり約1,600人が避難してくるため、多人数の収容に対応した施設とする。
- c 避難住民のコミュニティの維持に配慮し、全て宮崎市内の宿泊施設で受け入れる想定であるため、宮崎市内の施設とする。
- d 家族構成等の都合により宮崎市内の宿泊施設の定員をフルに活用できず宿泊施設が不足する可能性も考慮して、近接する自治体へのアクセスが良い施設とする。
- e 避難当日に受入先が決まらない避難住民がいる可能性を考慮し、一時的に宿泊できる施設が近隣に所在する施設とする。
- f 避難の時期は決まっていないため、夏や冬など、暑さや寒さが厳しい時期に避難してくることも想定されることから、冷暖房の設備を備えた施設とする。

(イ) 宮崎県における検討結果

避難先連絡所の選定にあたり、まずは公的施設を対象に検討を行ったが、宮崎市には上記の要件を全て満たす公的施設は存在しないことから、避難住民の受入れをより円滑に行い、避難住民の負担軽減を図るために、要件を満たす民間施設を選定する（当該施設を管理する事業者には承諾済）。

(ウ) 避難先連絡所の機能

避難先連絡所では、避難住民の受入れに関して以下の業務を実施する。

- a 到着後の受付（収容完了まで）
避難先連絡所に到着した避難住民の受付を行い、予定どおり避難しているかを確認。
- b 医師及び保健師等による健康相談対応（収容完了まで）
基礎疾患や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える避難住民に対し、医師及び保健師等による相談対応を実施。
- c 収容施設の調整（収容完了まで）
避難住民の収容先となるホテル等との収容調整を実施。
- d 収容施設への輸送までの一時的な宿泊場所（収容完了まで）
避難当日にホテル等への収容が決まらなかった場合に、一時的な宿泊場所として使用。
- e 食事の提供（収容完了まで）
避難所に到着してから収容施設に向けて出発するまでの間、希望する避難住民に対して食事を提供。
- f 生活相談窓口の設置
希望する避難住民に対して、避難先での生活に根ざした相談等に対応する窓口を設置。
- g 飲料水及び生活必需品の提供
飲料水や衣服・日用品等の生活必需品の物資拠点を設置し、避難住民に

対して提供。

h 避難住民の集いの場の設置

コミュニティの維持に配慮し、避難住民が集まって自由に話ができる場を設置。

i 避難元自治体の役場機能の移転

住民の避難に合わせて避難してくる沖縄県宮古島市の市職員が避難住民支援等の業務を行うための執務スペースの確保及びパソコン等の資機材の設置。

(エ) 実施体制

施設については県が借り上げを行い、避難先連絡所の立ち上げ及び運営については委託により実施する。

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 避難先連絡所で業務を行う各機関との総合調整
施設管理事業者	・ 施設の提供 ・ 食事の提供
避難先連絡所 運営事業者	・ 避難先連絡所の立ち上げ ・ 避難先連絡所の運営

(オ) 避難先連絡所の設置・運営の要領

a 避難前

(a) 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、施設管理事業者に対して、当該施設を避難先連絡所として使用する可能性が生じたことを速やかに伝達し、施設の借り上げ及び避難完了までの同施設内での軽食の提供に関する調整を開始する。

(b) 上記に合わせ、避難先連絡所の立ち上げ及び運営を委託する事業者（以下「運営事業者」という。）の選定を開始する。選定の条件としては、同等規模のイベント等の運営を実施できる事業者であり、かつ、後述の宿泊施設との収容調整のため、旅行代理店の資格を有する事業者とする。

(c) 運営事業者の選定後、協議を行った上で立ち上げに必要な準備期間を確認し、当該期間も含めた借り上げについて施設管理事業者と協議を行い、借り上げを開始する。

(d) 運営事業者は立ち上げの準備を行うとともに、運営に必要な人員の確保を行う。

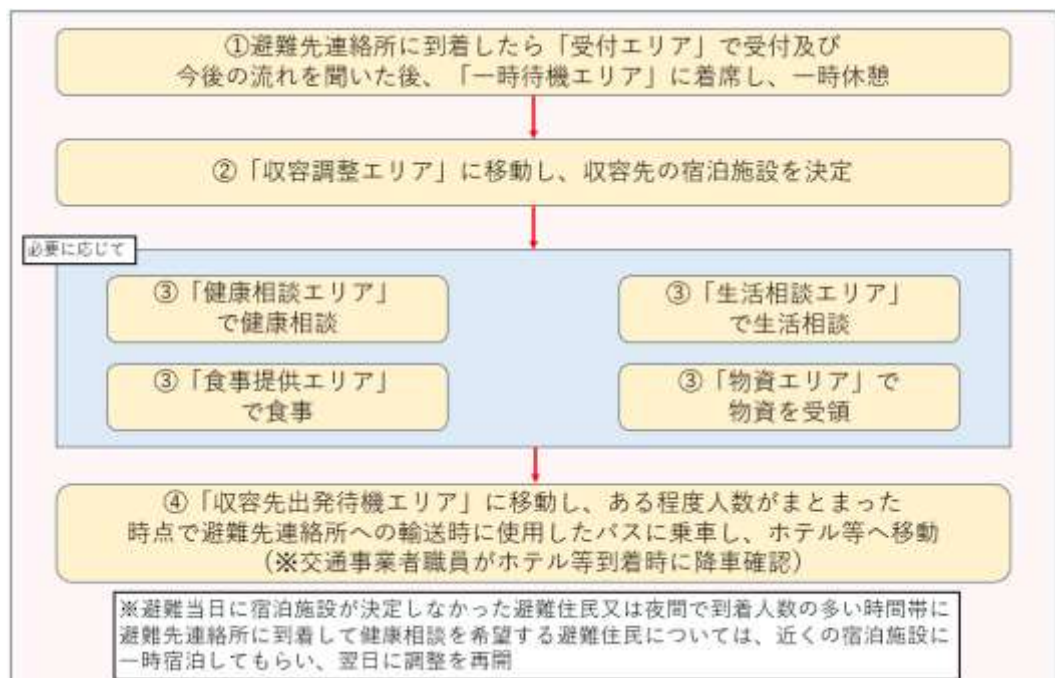
(e) 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、施設管理事業者及び運営事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

b 避難時

(a) 避難住民は避難先連絡所に到着した後、「受付エリア」で受付及び今後の流れに関する説明を受ける。その後、「一時待機エリア」に着席して一時休憩する。

- (b) 休憩後、「収容調整エリア」に移動し、収容先となる宿泊施設を決定する。
- (c) 宿泊施設の決定後、必要に応じて、「健康相談」、「生活相談」、「物資の受領」及び「食事」を行う。
- (d) 上記終了後、「収容先出発待機エリア」に移動し、ある程度人数がまとまった時点で避難先連絡所への輸送時に使用したバスに乗り、ホテル等へ移動する。なお、避難当日に宿泊施設が決定しなかった避難住民又は夜間で到着人数の多い時間帯に避難先連絡所に到着して健康相談を希望する避難住民については、近くの宿泊施設に一時宿泊してもらい、翌日に調整を再開する。

【避難当日の避難先連絡所利用の流れ】



イ 宿泊施設との収容調整

(ア) 検討の前提及び想定

- a 通常、旅行者が宿泊施設を予約する場合の方法として、①施設への直接連絡等（電話、直営サイト）による予約、②ネット上や実際に店舗を構える旅行代理店を仲介しての予約、の2種類が考えられる。今回の取組では事前に国から国民に対して九州・山口各県への入城の自粛要請が発出される予定であり、これを受けて旅行者が自らホテル等の予約をキャンセルし、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。
- b 避難住民の収容調整を円滑に行うためには、事前に宿泊施設に対して確認を行い、受入れの可否、受入可能な室数及び期間、一泊あたりの希望金額などを聞き取った上で、大まかな収容計画を立てておき、避難住民が避難してきた際に速やかに調整が行えるよう事前に準備をしておく。

(イ) 宮崎県における検討結果

- a 県が運営事業者に対して委託を行い、収容調整を実施する。

- b 委託を受けた運営事業者は、避難開始前に余裕を持って宮崎市内のホテル等に対して聞き取りを行い、受入れの可否、受入れに関する条件等を確認した上で、対応可能なホテル等の一覧データを作成する。なお、運営事業者からのホテル等への聞き取りに際して、県から県ホテル旅館生活衛生同業組合に要請し、同組合から組合加盟ホテル等に対して受入れへの協力依頼を行ってもらう。
- c 一覧データの作成後、県が宮古島市から引き継いだ住民データをもとに、運営事業者がコミュニティの維持や世帯の構成等を考慮しながら、収容計画を作成する。なお、収容計画作成の結果、避難住民に対して宮崎市内の宿泊施設の提供可能部屋数が不足することが判明した場合は、宮崎市に近接する自治体に所在する宿泊施設に対して追加の聞き取りを実施する。
- d 避難住民の収容調整時に、事前に作成した収容計画を参考に調整を行い、世帯人員の変更等事前に把握できない情報があれば、その情報も踏まえて調整を行った上で、収容先を決定する。

(ウ) 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 収容施設の供与に係る総合調整
避難先連絡所 運営事業者	・ 収容調整の実施
宿泊施設	・ 宿泊施設の提供（飲料水・食事の提供）
宮崎県ホテル旅館 生活衛生同業組合	・ 宿泊施設への協力要請

(エ) 収容施設の供与の要領

a 避難前

- (a) 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合へ要請し、同組合から組合加盟ホテル等に対して受入れへの協力依頼を行ってもらう。
- (b) 運営事業者が宿泊施設に聞き取りを行った上で収容計画を作成する。なお、収容計画の作成に当たっては、以下の点に留意する。

区分		留意事項
世帯 構成 人数	単身	1人につき1部屋を割り当て（相部屋にしない）
	複数	原則同室。別室となる場合は、可能な限り隣り合う部屋を割り当て
年齢	高齢者 障害者	エレベーターの側など、可能な限り移動しやすい動線が確保できる部屋を割り当て
	乳幼児	保護者との添い寝などに配慮した部屋を割り当て

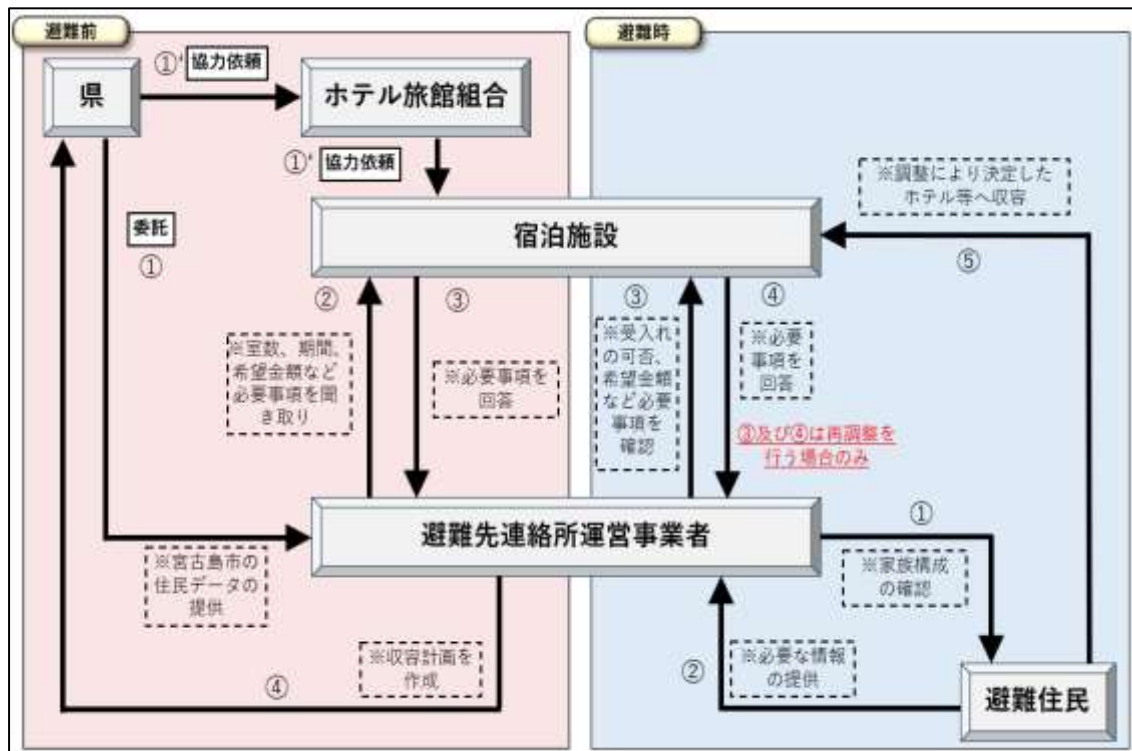
- (c) 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合及び運営事業者に対し、住民避難が開始さ

れる旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。なお、運営事業者は、収容計画の対象となっている宿泊施設へ連絡を行い、計画の対象となっている部屋を避難当日から確保してもらうよう依頼する。

b 避難時

- (a) 避難先連絡所において収容調整を行う。
- (b) 出産等により事前の住民データから家族構成が変わっている可能性もあるため、収容調整時に、改めて家族構成を確認し、変更がなければ、事前に作成した収容計画をもとに宿泊施設を決定する。
- (c) また、家族構成に変更があった場合や、「別世帯ではあるが自分が日頃介護をしている人がいる」など、事前に把握していなかった新たな情報が判明した場合は、それを踏まえて再度収容先の宿泊施設を検討し、候補となる宿泊施設と調整を行って了承が得られれば、収容を決定する。
- (d) なお、避難当日に調整が完了しなかった場合、避難住民は近くの宿泊施設へ一時宿泊し、翌日に調整を再開する。

【宿泊施設との収容調整スキーム】



【具体的な検討を行うコミュニティに対する宿泊施設の割振計画（3,487名分）】

図 1 市内避難住民の把握状況

コミュニティ	世帯区分	世帯数	A			B			C			D			E			F			G			H			I			J			K			L		
			1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3			
大宮地区 (2,183名)	大宮	883	327			219			137																													
	2人世帯	229	35	34		5			14	28	19	40	2		61																							
	3人世帯	110			7			16	5		1020		34(68)		38(76)																							
	4人世帯	98					19(38)				91(182)			10		18																						
	5人世帯	38													38																							
	6人世帯	11													11																							
	7人世帯	4													4(8)																							
	8人世帯	2														2(4)																						
	9人世帯	0																																				
	10人世帯	0																																				
七原 (1,304名)	七原	119																												129	5	36	143	34	12			
	2人世帯	119																																				
	3人世帯	70																																				
	4人世帯	60																																				
	5人世帯	30																																				
	6人世帯	10																																				
	7人世帯	4																																				
	8人世帯	1																																				
	9人世帯	0																																				
	10人世帯	1																																				
市内のごとの避難人数			428			229			134			276			352			146			668			880			286			134			140			170		

凡例：S（シングル）、W（ダブル）、T（ツイン）

【ホテル割当の考え方】

宮崎市内では、中心市街地及び青島にホテルが集中。コミュニティ維持の観点から、より人口の多い大三俵三区を中心市街地メイン、七原を青島メインとする。

<大三俵三区>

・中心市街地のホテルをメインに受入れを行い、一部郊外のホテルも活用して受入れを行う。

<七原>

・青島を中心に受入れを行い、客室数の不足する単身世帯については、宮崎市中心部のホテルを活用して受け入れる。

・なお、青島のホテルはJRの駅に近い位置にあるため、避難住民が鉄道を利用する可能性も考慮し、コミュニティ維持の観点から七原の単身者を受け入れるホテルは宮崎駅に近いホテルとする。

【宮古島市職員及び当日調整できない避難住民】

避難先連絡所近隣の宿泊施設に宿泊する（避難住民は翌日調整再開）。

（3）食品・飲料水の調達・提供

ア 検討の前提及び想定

（ア）国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の計画作成においては、避難住民に直接食品及び飲料水を提供する「現物支給」に限って検討を行う。

（イ）食品については、レストランなど食材を調理し提供できる設備を有する宿泊施設においては、可能な限り当該設備を用いて避難住民に対して食事を提供してもらう。ただし、宿泊施設の中には、レストランなどの設備がない施設や、レストランはあっても、3食全てを提供することはできない施設も存在するため、不足する分については、弁当を提供する。

（ウ）飲料水については、平時においても各宿泊施設の中には宿泊者に対してペットボトル飲料水を提供している施設が存在することから、可能な範囲で各宿泊施設から避難住民へ提供してもらい、不足する分については県が調達を行い、避難住民へ提供する。

イ 宮崎県における検討結果

（ア）食品については、レストランなどの宿泊施設内の設備を用いた提供を基本

とし、不足する分については、県仕出し弁当協会（以下「弁当協会」という。）から弁当を調達し、提供する。また、宿泊施設の中には、設備はあっても対応可能な人数に限りがある施設も存在することから、そういった宿泊施設に対しては、例えば避難している住民のうち半数をレストラン、半数を弁当とし、日によって入れ替えるなど、可能な限り設備を活かせるよう柔軟に対応する。

（イ）宿泊施設ごとの弁当の必要数の確認及び発注については、運営事業者が各宿泊施設に対して翌日の各食の必要提供数を聞き取って弁当協会に発注し、弁当協会が各宿泊施設へ配送を行う。

（ウ）飲料水については、平時において各宿泊施設が宿泊者に対して提供している仕組みを可能な限り活用することとし、不足する分は、県が小売事業者から調達し、避難先連絡所内の物資エリアにおいて提供する。

ウ 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・国及び沖縄県との連絡・調整 ・食品及び飲料水の提供を行う各機関との総合調整
宿泊施設	・レストラン等の既存設備を活用した食品の提供 ・飲料水の提供
県仕出し弁当協会	・弁当の提供及びホテルまでの運搬
避難先連絡所 運営事業者	・宿泊施設毎の必要弁当数の確認 ・弁当協会への必要数の連絡 ・避難先連絡所におけるペットボトル飲料水の在庫管理及び発注
小売事業者	・ペットボトル飲料水の提供及び避難先連絡所までの運搬

エ 食品・飲料水の調達・提供の要領

（ア）避難前

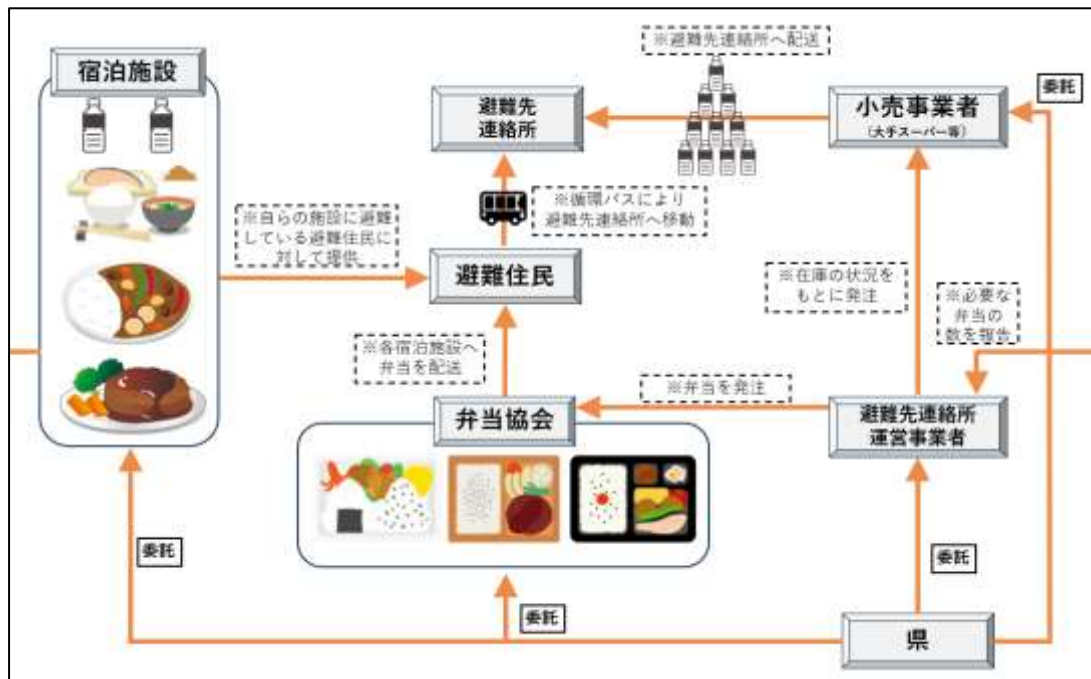
- a 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、弁当協会に対して、避難住民へ弁当を提供する可能性が生じたことを速やかに伝達し、弁当の提供に向けた調整を開始する。
- b 上記に合わせ、飲料水の提供を委託する小売事業者の選定を開始する。選定の条件としては、ある程度まとまった数量を確保可能な事業者であり、かつ、後述の生活必需品と一体となった提供が可能な事業者とする。
- c 小売事業者の選定後、飲料水の提供に向けた協議を開始するとともに、住民避難までに避難先連絡所への飲料水の運搬を完了させる。
- d 運営事業者は、宿泊施設の収容計画を作成する際に、宿泊施設に対してどの程度食事が提供できるかを確認するとともに、可能な範囲での飲料水の提供を依頼する。
- e 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、小売事業者、運営事業者及び宿泊施設に対し、住民避難が開始される旨を速やか

に伝達し、受入準備を開始する。なお、運営事業者は、避難当日に各宿泊施設で必要となる弁当の数を見込み、あらかじめ弁当協会へ発注を行う。

(イ) 避難時

- a 宿泊施設及び弁当協会から避難住民に対して食品の提供を行う。
- b 宿泊施設へ配送する弁当については、運営事業者が各宿泊施設へ聞き取りをおこなった上で、翌日の朝昼晩に必要な数量を、前日の夕方に弁当協会へ発注する。弁当協会は、受注した数量を、翌日に各宿泊施設へ配送する。
- c 飲料水については、各宿泊施設において可能な範囲で提供してもらい、不足する分については避難先連絡所において避難住民へ提供する。なお、避難先連絡所における飲料水の在庫管理は運営事業者が行うこととし、必要に応じて小売事業者へ追加発注を行う。

【食品及び飲料水の提供スキーム】



(4) 生活必需品の調達・提供

ア 検討の前提及び想定

- (ア) 国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の計画作成においては、避難住民に対して直接生活必需品を提供する「現物支給」に限って検討を行う。
- (イ) 生活必需品の内容として、まずシャツなどの外衣や下着、靴下などの「衣料品」、ついで歯ブラシやカミソリ、紙おむつ、生理用品などの「日用品」が必要になるものとする。
- (ウ) このほかにも、個人の嗜好や生活スタイルにより生活必需品の内容は異なることが想定されるが、全てのニーズに対応した生活必需品を避難当初の段階から揃えることは困難であり、可能な範囲で対応する。
- (エ) 生活必需品の提供方法について、物資拠点で提供する方法と、各収容施設

へ配送する方法が考えられるが、各収容施設へ配送する方法は、収容施設の数が多いことから、細かな補充に対応できず、かえって避難住民の利便性を損ねる可能性が高いため選択しない。

イ 宮崎県における検討結果

- (ア) 提供する生活必需品については小売事業者から調達することとし、調達する内容については、あらかじめ県と小売事業者で協議を行い、提供可能リストを作成した上で、避難当初においては、当該リストから必要と想定される物資を選択し、調達を行う。なお、避難住民の個別のニーズについては、避難住民からの要望をもとに、可能な限り対応していく。
- (イ) 提供は避難先連絡所内の物資エリアにおいて行うこととし、避難住民が必要に応じて物資を取りに来る方法をとる（まずは避難当初の避難先連絡所到着時に物資を受領し、その後、不足分を必要に応じて取りに来る）。
- (ウ) 避難先連絡所への物資の配送は、小売事業者が行う。
- (エ) 避難先連絡所での品出し、欠品補充等の在庫管理、小売事業者への追加発注等の業務は、運営事業者が行う。

ウ 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 生活必需品の調達・提供に関する各機関との総合調整
小売事業者	・ 生活必需品の調達及び避難先連絡所までの運搬
避難先連絡所 運営事業者	・ 避難住民への生活必需品の提供 ・ 生活必需品の在庫管理及び必要数の発注 ・ 避難住民からの個別ニーズへの対応検討

エ 生活必需品の調達・提供の要領

(ア) 避難前

- a 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、速やかに小売事業者の選定を開始する。選定の条件としては、ある程度まとまった数量を確保可能な事業者であり、かつ、前述の飲料水と一体となった提供が可能な事業者とする。
- b 小売事業者の選定後、生活必需品の提供に向けた協議を開始し、提供可能な物資のリストを作成する。

【避難当初に必要なとなる生活必需品リスト（案）】

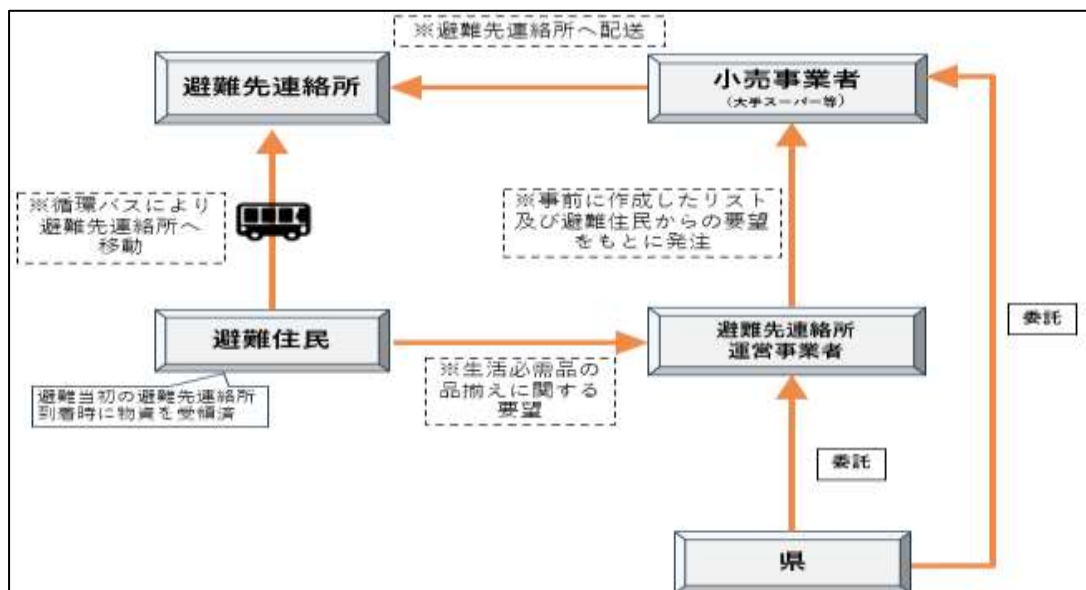
分類	品目	分類	品目
衣料品	Tシャツ（トレーナー）	日用品	ハンカチ
	ズボン		はさみ・カッター
	パジャマ		シャンプー・コンディショナー
	コート		ボディソープ
	下着		洗顔料
	靴下		手拭げぶくろ
	靴		USB充電器
	ベルト		マルチ電源タップ
日用品	歯ブラシセット		コンタクトレンズ保存液・容器
	カミソリ		筆記用具
	紙おむつ（子供・大人）		ポリぶくろ
	哺乳瓶		雨具（傘・合羽）
	粉ミルク		電気ケトル（宿泊施設にない場合のみ）
	ティッシュペーパー		電子レンジ（宿泊施設にない場合のみ）
	生理用品	※沖縄県制では、航空機搭乗時の手続と円滑化等の観点から、避難住民の手荷物は「バッグ（3辺の和が100cm以内）＋身の回り品（ハンドバッグ、傘など座席下に収納できるサイズのもの）であって、合計重量が10kg以下のもの」と統一しており、長期避難に必要な荷物は別途する方向で検討が行われている。	
	タオル		
	マスク		

- c 当該リストの中から、避難当初に必要なと想定される物資の必要量を見込んであらかじめ小売事業者へ発注を行い、受注した小売事業者は住民避難までに避難先連絡所への物資の運搬を完了させる。
- d 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、小売事業者及び運営事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

（イ）避難時

- a 避難先連絡所において、避難住民に対して生活必需品の提供を行う。
- b 在庫管理は運営事業者が行うこととし、必要に応じて小売事業者へ追加発注を行う。
- c 避難住民からの個別の要望については運営事業者が聞き取りを行った上で県及び小売事業者と協議を行い、対応を検討する。

【食品及び飲料水の提供スキーム】



(5) 避難者の健康管理

ア 検討の前提及び想定

- (ア) 自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、今回の計画では、武力攻撃予測事態において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生していない。
- (イ) 宮崎県を含む九州・山口各県は平時の状態であり、県内の医療機関も通常どおりの診療を行っている。
- (ウ) 一方で、避難住民は県内の医療機関の情報を全く知らないため、診療科ごとの医療機関の住所等や休日当番医などの情報を提供することが必要である。
- (エ) 入院患者等の要配慮者の避難については、今年度沖縄県側において具体的な手順等を検討中であり、令和7年度から九州・山口各県において検討を開始する予定。

イ 宮崎県における検討結果

- (ア) 避難先連絡所到着時に、基礎疾患がある方や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える方などで、健康相談を希望する避難住民に対して、医師や保健師等による健康相談を実施する。なお、体制は県及び市の保健所や宮崎市内の病院等の医療従事者を中心に構成する。
- (イ) 避難先の宿泊施設へ移動後は、保健師等による健康相談窓口を設け、希望者からの相談対応を行う。また、相談対応時に継続したケアが必要と判断した場合、必要に応じて医療機関の案内を行う。なお、体制は、県及び市の保健所や医療機関、関係団体で構成する。
- (ウ) 避難住民への県内医療機関の情報提供手段として、厚生労働省が所管している「医療情報ネット」を避難住民へ周知する。なお、ネット通信の手段を持たない避難住民のために紙媒体の一覧表も用意し、希望者へ配布する。
- (エ) 慢性疾患のうち、病院での透析が必要な避難住民については、県と関係団体が連携し、受入可能な医療機関を事前に調整の上、案内する。
- (オ) 避難完了後、避難住民は必要に応じて県内の医療機関を受診する。なお、その際の受診は通常の医療保険制度を利用して行う。

ウ 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 避難者の健康管理に関係する各機関との総合調整 ・ 医療従事者の派遣調整及び保健師の派遣
宮崎市	・ 保健師の派遣
病院等関係団体	・ 医療従事者の派遣 ・ 避難住民の受診対応 ・ 透析等患者の受入れ
避難先連絡所 運営事業者	・ 健康相談の補助的業務（健康相談の所見入力等）

エ 避難者の健康管理の要領

(ア) 避難前

- a 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、医療従事者の派遣調整に関係する医師等（以下「派遣調整医師等」という。）に対して、避難先連絡所における健康相談を実施する可能性が生じたことを、宮崎市に対して、保健師の派遣が発生する可能性が生じたことを速やかに伝達し、派遣に向けた調整を開始する。
- b 上記に合わせ、関係団体に対して透析患者の受入れを行う可能性が生じたことを速やかに伝達し、受入れに向けた調整を開始する。
- c 調整が完了した時点で、医師、看護師及び保健師の派遣者リスト及びシフト表を作成し、関係者間で共有を行う。
- d 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、派遣調整医師等、関係団体及び宮崎市に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

(イ) 避難時

- a 避難先連絡所において、希望者に対して医師及び保健師等による健康相談対応を行う。
- b 健康相談の際は運営事業者のスタッフを配置する。運営事業者のスタッフは、医師が健康相談を行った際に記録すべき所見等があった場合に、避難住民データベースへの入力を行うなどの補助的業務を行う。
- c 避難完了後、保健師等による健康相談窓口を設け、希望者からの相談対応を行う。また、相談対応時に継続したケアが必要と判断した場合、必要に応じて医療機関の案内を行う。
- d 透析患者について、事前の調整に基づき受入先となる医療機関を案内し、順次透析を開始する。
- e 避難住民は、避難先連絡所到着時に提供される県内医療機関の情報をもとに、必要に応じて受診する。

【避難者の健康管理のイメージ】



(6) 通信設備の提供

ア 検討の前提及び想定

- (ア) 先島諸島からの住民避難については、避難住民はスマートフォンやタブレット等自らが保有する通信手段を携行して避難してくる。
- (イ) 本県を含む九州・山口各県では平時の社会経済活動等が営まれているため、携帯各社の基地局は通常どおりの利用が可能である。
- (ウ) 避難先の各宿泊施設の中には、平時から宿泊客に対して施設内で使用できる Wi-Fi 通信環境を提供しているところもある。

イ 宮崎県における検討結果

- (ア) スマートフォンやタブレット等の通信手段については避難住民が携行してくることを前提に、避難先連絡所及び避難先の宿泊施設において Wi-Fi 環境を整備する。
- (イ) Wi-Fi 環境の整備に当たっては、移動体通信事業者 4 社（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する、施設の躯体へ影響を与えない形で整備可能な Wi-Fi ネットワークの仕組みを活用する。
- (ウ) 宿泊施設のうち、すでに Wi-Fi 環境が整備されている施設については、そちらを優先して活用する。
- (エ) スマートフォンやタブレット等の通信手段を有しない避難住民については、避難先連絡所の「避難住民の集いの場」に設置する共用パソコン及び固定電話を、宿泊施設においては宿泊部屋等の電話回線を利用してもらう。

ウ 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 通信設備の提供に係る各機関との総合調整
移動体通信事業者	・ 通信設備の提供
宿泊施設	・ 既存の Wi-Fi 環境及び宿泊部屋等の電話回線の提供
避難先連絡所 運営事業者	・ 宿泊施設への Wi-Fi 環境の有無の確認及び宿泊部屋等の電話回線の提供依頼

エ 通信設備の提供の要領

(ア) 避難前

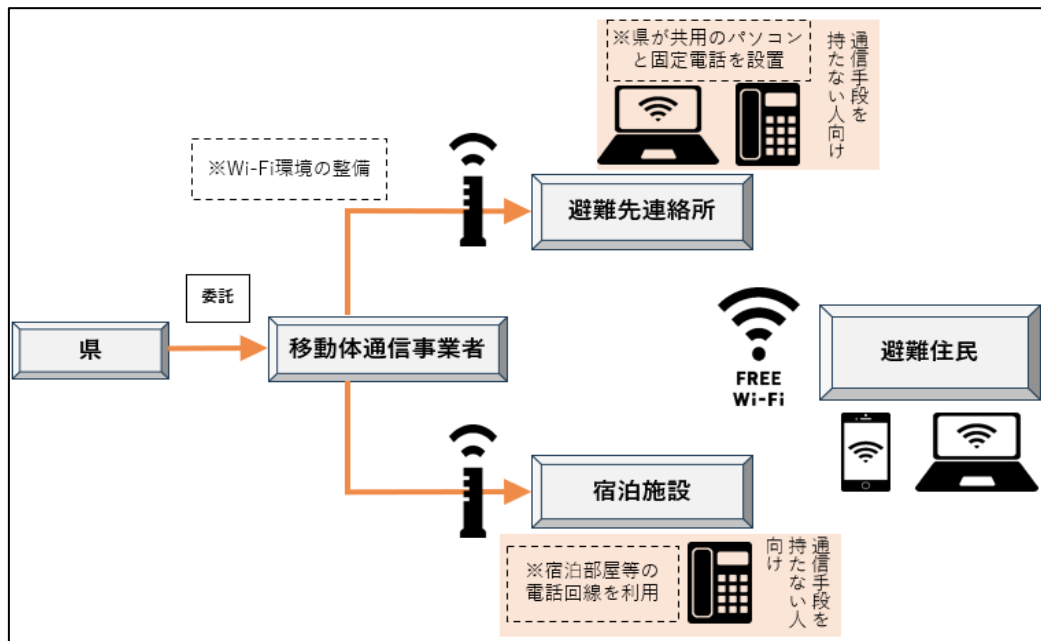
- a 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、通信設備を利用する可能性が生じたことを速やかに移動体通信事業者 4 社に伝達し、通信設備の提供に向けた調整を開始する。
- b 上記に合わせ、運営事業者は、宿泊施設の収容計画作成に合わせて、宿泊施設に対し、Wi-Fi 環境の有無の確認及び宿泊部屋等の電話回線の提供依頼を行う。
- c 調整の結果、通信設備の提供が可能と回答した移動体通信事業者に対し、避難先連絡所及び収容計画の対象となった宿泊施設のうち Wi-Fi 環境を有しない宿泊施設への Wi-Fi 環境の設置を依頼する。

- d 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、移動体通信事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、準備を行う。

(イ) 避難時

- a 避難先連絡所及び宿泊施設にて、避難住民に対して Wi-Fi 環境及び宿泊部屋等の電話回線による通信を提供する。
- b 県が移動体通信事業者への委託により導入する Wi-Fi 環境については、避難先連絡所において避難住民へ ID 及びパスワードを提供し、速やかな利用開始に努める。

【通信設備の提供スキーム】



【Wi-Fi 環境の一例（マルチホップを使用した通信環境の確保）】



その他

ア 避難先連絡所等と収容施設を結ぶ循環バスの運行

(ア) 検討の前提及び想定

- a 宮崎県は公共交通機関がそこまで発達しておらず、避難住民は自家用車を運搬して避難してくることはできないため、各宿泊施設から避難先連絡所へ生活必需品を取りに行く等の際の交通手段が課題となる。
- b また、避難完了後も避難住民同士のコミュニティを維持していく観点からも、ホテルや避難先連絡所を経由する交通手段が必要である。

(イ) 宮崎県における検討結果

- a 避難住民のコミュニティの維持と利便性向上の観点から、避難完了後に、避難先連絡所等と各宿泊施設を経由する循環バスの運行を以下のとおり実施する。

(a) 運行期間

本計画の検討範囲である避難当初の約1か月間とし、それ以降に運行するかについては、来年度以降の検討状況をもとに判断する。

(b) 運行ルート

避難住民の利便性向上及び運行効率化の観点から、各収容施設を地域ごとにグループ分けし、各グループの中で循環するルートを作成する。また、経由地として避難先連絡所のほかに宮崎駅を設定することにより、買い物等の利便性を向上させるとともに、他グループのルートへの乗り換えを容易にすることで、コミュニティの維持を図る。

(ウ) 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・国及び沖縄県との連絡・調整 ・循環バスの運行に関する交通事業者との調整
交通事業者	・循環バスの運行

(エ) 循環バスの運行要領

a 避難前

- (a) 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、循環バスを運行する可能性が生じたことを速やかに交通事業者に伝達し、バス及び運行人員の確保に向けた調整を開始する。
- (b) 運営事業者が宿泊施設の収容計画を作成した時点で、当該計画を交通事業者を提供し、交通事業者は、宿泊施設を一定の地域ごとに複数のグループに分けて、グループごとに運行計画を作成する。
- (c) 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、交通事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

b 避難時

- (a) 避難開始日の翌日から、事前に作成した運行計画及び各宿泊施設への避難状況を見ながら、循環バスの運行を開始する。

(b) 循環バスの台数及び運行スケジュールについては、実際の利用の状況を見ながら随時見直しを行う。

(オ) 路線バス及びコミュニティバス利用の検討

避難生活においては、生活必需品以外の買い物や病院の受診、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定されるため、循環バスとは別に、交通事業者が運営する路線バスや、自治体が運営するコミュニティバスの利用を検討する。バスの利用にあたっては、県民利用への影響を軽減するためのルールづくりや、利用の方法等を定める必要があり、今後、交通事業者や自治体と協議の上検討を進める。

イ 生活相談窓口の設置

(ア) 検討の前提及び想定

- a 宮古島市から避難してきた避難住民にとって、宮崎市（あるいは同市に近接する自治体）は全く土地勘のない場所であり、日常的な買い物1つとっても、自分の欲しいものがどこに行けばあるのか、どんな施設があるのかを知らない。
- b 公共交通機関の種類やゴミの分別の仕方、宮古島市とは異なる地域慣習など、避難住民が避難生活を送る上で必要な知識等について相談できる場が必要である。

(イ) 宮崎県における検討結果

- a 避難先連絡所において、避難住民を対象とした相談窓口を以下のとおり設置。

(a) 運行期間

本計画の検討範囲である避難当初の約1か月間とし、それ以降に設置を継続するかについては、来年度以降の検討状況をもとに判断する。

(b) 設置場所

避難先連絡所での対面及び電話での受付。

(c) 相談内容

宮崎市内の目的地までの公共交通機関の利用方法や、公共施設、商業施設の内容など、生活に根ざした相談への対応を実施。

(d) 実施体制

県職員及び市職員並びに運営事業者スタッフにより実施。

(ウ) 実施体制

機 関 名	役 割
宮崎県	・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 相談窓口の設置に関する各機関との総合調整 ・ 相談対応職員の派遣
宮崎市	・ 相談対応職員の派遣
避難先連絡所 運営事業者	・ 避難住民からの相談対応

(エ) 相談窓口設置の要領

a 避難前

- (a) 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、生活相談窓口を設置する可能性が生じたことを宮崎市に伝達し、職員の派遣に向けた調整を開始する。
- (b) 調整が完了した時点で、県職員及び市職員の派遣者リスト及びシフト表を作成し、宮崎市と共有を行う。
- (c) 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、宮崎市に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

b 避難時

- (a) 避難先連絡所に生活相談窓口を設置し、避難住民からの生活相談への対応を行う。
- (b) 相談対応は、まずは運営事業者スタッフが行い、スタッフだけでは対応できない相談については、同席する県職員及び市職員が対応する。

(オ) 宮古島市との役割分担

県では、上記のとおり市と連携して避難住民が本県で生活していく上での困りごとや問い合わせ等に対応する窓口を設置予定。一方で、例えば児童虐待やDV、自殺対策といった、これまで宮古島市で対応を行ってきた分野に関する相談対応については、宮古島市の役場機能が本県へ移転してくる想定であることから、引き続き宮古島市に対応してもらう想定とし、今後、宮古島市と協議を行っていく。

第6章 今後の検討課題

1 輸送手段の確保

(1) バス運転手の確保

交通事業者との意見交換では、前提のとおり県内は平時の状態であり路線バスは通常運行していること、また、県内学校において教育旅行などが実施されている時期は貸切バスの需要が高まることから、時期によっては運転手が不足する可能性があるとの課題が確認された。

その場合、他県に対して応援を要請することが想定されるが、今回の計画では九州・山口各県でもバスによる避難者の輸送を計画しており、九州管内の調整だけではバス運転手が確保できない可能性が高い。このため、今後、国も含めて、九州・山口を除く地域からのバス運転手の応援体制を検討する必要がある。

(2) 避難住民の受け渡しの検討の具体化

今年度は沖縄県側の検討スケジュールの都合上、未確定のフライトスケジュールをもとに輸送バスの運行スケジュールを作成しているほか、鹿児島空港における避難住民の受渡しの場所や受け渡しの確認方法が未整理となっている。

今後、これらの項目が詳細に示された時点で、再度具体的な検討を行う必要がある。

2 収容施設の供与

(1) 国が行う自粛要請によって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償

今回の計画では、住民避難の開始に先立ち、避難を円滑に進めるため、国から国民に対して九州・山口各県への入域の自粛要請を発出する想定であるが、それによって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償などの考え方が国から示されていないため、今後、国も含めて具体的な議論を行う必要がある。

(2) 宿泊施設に避難する際の宿泊金額

国の告示により、1人1泊あたりの上限額については7,000円を基準とし、その基準では避難が円滑に行えない場合は特別な基準を定めることとされているが、現時点では宿泊金額に対する具体的な検討が行われていないため、九州・山口各県の意見も参考にしつつ、今後国において宿泊金額の相場を加味した制度上の対応可能額についての議論を行う必要がある。

(3) 避難元自治体の役場機能移転の法的な位置づけと費用負担

避難元自治体の役場機能移転は、国民保護法第75条第1項に定める「救援」の対象とはなっていないため、法的な位置づけや移転に係る費用の負担が国から示されていないため、今後国において具体的な検討が行われる必要がある。

3 食品・飲料水の調達・提供

(1) 避難住民の食物アレルギーの確認方法

現時点では、避難住民の情報について沖縄県側からどの程度の情報提供があるかが決定していないため、避難住民のアレルギーに関する情報を宮崎県側が避難

住民への聞き取り等により入手するのか、それとも沖縄県側から提供を受けるのかが不明確であるので、今後、沖縄県側と具体的な協議が必要。

(2) 支給方法

現時点では、現物支給のみに限定して検討を行うこととされているが、想定では九州・山口各県において平時の社会経済活動等が営まれており、飲食店も営業していることから、現物支給に限定せずクーポン等による飲食店の利用を検討の対象とすることについて、今後国も含めて議論を行う必要がある。

4 生活必需品の調達・提供

(1) 支給方法

「食品・飲料水の調達・提供」の項目と同様に、現時点では現物支給のみに限定して検討を行うこととされており、クーポン等により避難住民自らが小売店で調達することを検討の対象とすることについて、国を含めて議論を行う必要がある。

5 避難者の健康管理

(1) 詳細な住民情報の事前提供

避難者の健康管理のうち、特に透析を必要とする避難住民については、一般的な透析の間隔が週3回であり、また、沖縄県からの避難に1日を費やすことを考慮すると、事前に県内での受入医療機関を調整しておく必要がある。

事前に調整を行う場合、透析に必要な条件や服用中の薬などの情報が必要になるが、現時点で沖縄県側からどの程度の情報提供があるかが決定していないため、今後、沖縄県側と具体的な協議を行う必要がある。

(2) 健康相談における必要事項の事前把握

避難先連絡所における健康相談をより円滑に実施するためには、医師や保健師等が事前に患者の基礎情報や主訴を把握することが重要である。ついては、避難先連絡所到着時に避難住民に聞き取るのではなく、例えば宮古島市から避難先連絡所への移動中に避難住民が専用のアプリを使用して基礎情報等を入力し、それを本県が事前に確認するといった体制の整備について、今後、国も含めて議論を行う必要がある。